

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年12月28日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分の取消しを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成14年10月1日、Aに採用され、同B事務所の勤務などを経て、平成22年1月1日、C（以下「事業場」という。）に雇用され、同事業場D事務所などで事務業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成25年11月13日、E医療機関に受診し「適応障害」と診断された。請求人によると、平成25年7月1日、同事業場F事務所審査担当から決裁担当に配置替えされた後、長時間労働等により不眠等の症状が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、平成26年5月23日から平成27年11月25日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年7月12日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、I医師は、平成29年9月19日付け意見書において、平成25年7月頃に「適応障害」を発病したと述べ、J医師は、平成29年12月25日付け意見書において、要旨、請求人の申述、I医師の上記意見書の記載を踏まえ、請求人は平成25年11月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。請求人の症状及びその経過等からみて、J医師の意見は妥当なものであり、請求人は、平成25年11月中旬頃に本件疾病を発病したといえることができる。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①配置転換により、決裁業務の担当になり、業務量や責任が増したこと、②これに伴い、決裁に遅延が生じ、その対処を上司に求めたが黙殺されたこと、③同僚から決裁を迅速に処理するよう叱責を受けたこと、④理解のある同僚が異動したことを主張しているため、以下検討する。

ア 配置転換があったこと及び仕事内容の（大きな）変化を生じさせる出来事があったことについて

(ア) 請求人は、専門的判断が必要となる決裁業務を担当するように命じられ、他の事務所管轄内分の積み残しの業務にも対応する必要がある等業務量も多かったことから、業務が遅滞してプレッシャーとなり、時間外労働時間も増えたことにより、強い心理的負荷を受けたと主張している。

この点、Kは、要旨、請求人が決裁業務を担当するのは初めてであったにもかかわらず、業務内容及び業務量は経験者と同等であり、請求人が以前に行っていた審査業務に比べて決裁業務は最終チェックとなるため、精神的にも負担は大きいと述べている。また、K及びLは、要旨、毎年7月から9月までの時期は、賞与や昇給関係の届出が増えるため、決裁業務の繁忙期となると述べ、これに加え、請求人は、平成25年7月1日から2週間にわたり、M部署の職員に引継ぎを行うため、1日あたり平均1時間程の時間を要したと述べている。

一方、Kは、請求人の役割等級で決裁業務を担当することは通常ないと申述しているが、Lは、要旨、請求人は、「(役割等級の)クラスがCであっても、年齢も若い方ではあったが、能力や業務経験から見て、班長をしてもらってもよい立ち位置、時期にいる職員だと思ったので、班長をお願いすることにした。」と述べており、さらに、平成29年3月17日付け代理人意見書には、請求人は、過去にN事務所、D事務所及びF事務所において、審査業務に従事していたという記載がある。

そうすると、この出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとして評価すると、請求人は、平成25年7月以降、決裁業務の担当となり、業務量や業務の質の変化が生じたものの、過去に経験した業務と全く異なる質の業務に従事することとなったとまではいえず、この出来事の心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、「中」とするのが相当である。

(イ) また、請求人の時間外労働時間は、監督署長作成の労働時間集計表より、本件疾病の発病前5か月から発病前4か月にかけて、また、発病前6か月から発病前5か月にかけて、それぞれ時間外労働時間数が20時間以上増加し、1か月当たり45時間以上となっていると認められるが、この時期は、配置転換後、決裁業務を行うようになった時期にあたる。

そうすると、この出来事を認定基準別表1「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとして評価すると、その心理的負荷の総合評価は「中」とするのが相当である。

(ウ) 前記 (ア) 及び (イ) は関連する出来事であり、(イ) の出来事は (ア) の出来事後の状況とみなし、1つの出来事として評価すると、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とするのが相当である。

イ 上司とのトラブルがあったことについて

請求人は、決裁業務が遅延し、上司であるLに業務過多に対する対処を求めたが取り合ってもらえず、業務量の軽減等の対策がなされず、請求人等の業務に混乱をもたらしたことが、強い心理的負荷となったと主張している。

この点、Lは、要旨、請求人から、業務が遅れているといった具体的な仕事についての相談は受けておらず、また、請求人や他の班長から、「業務の負担を減らしてほしいと言われたとしても、人手がないので、何らかの支援をするのも難しい状況」であったと述べており、Kは、要旨、「班長を代表してOがLに決裁業務を手伝ってもらえないかお願いしたことがあったが、L自身も忙しかったかもしれないが、支援してくれることはなかった。」と述べている。

そうすると、この出来事は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして評価すると、請求人は上司のLが業務の手伝いに応じなかったことに不満であったと推認されるが、業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識される対立が上司との間に生じていた事情は認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

ウ 同僚とのトラブルがあったことについて

請求人は、請求人の業務の進捗状況に関し、Oから「早くしなさいよ。」、「またですか。」、「いい加減に頑張ってよ。」等と、感情に任せたような言い方で叱責を受けたと主張する。

この点について、請求人は、要旨、時間がかかっても重要な書類の決裁は慎重に行うべきと考えていたと述べ、Kは、要旨、Oは、慎重な処理よりも迅速な処理を第一に考えていたため、Pや請求人に対して、毎日のように「まだできていないの。」、「早く処理をして、返さないよ。」等、結構きつい言い方で叱責をしていたと述べている。

この出来事は、認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして評価すると、決裁業務の進め

方において、請求人とOとの間で考え方の相違が生じたものであり、周囲から客観的に認識されるような対立が生じた事情は認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

エ 理解してくれていた人の異動があったことについて

請求人は、平成25年10月、KとPが異動となり、気さくに話をしたり、相談したりする人がいなくなったことによる心理的負荷が大きかったと主張する。

この出来事は、認定基準別表1の「理解してくれていた人の異動があった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当するとして評価すると、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

オ 以上アからエのとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、心理的負荷の総合評価が「中」のものが1つ、「弱」のものが3つであることから、全体評価は「中」と判断する。

(4) したがって、請求人に係る業務による心理的負荷は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月17日